

ふるさと納税で

「北海道シュタイナー学園」にご支援をお願いいたします！

豊浦町のふるさと納税の「北海道シュタイナー学園応援寄附金」にご寄附いただくと、寄附金額の最大60%が「学校法人北海道シュタイナー学園」への寄附となり、30%は豊浦町の「教育・文化・スポーツ」の振興に寄与されます。豊浦町と本校の更なる発展のために、ご寄附をお願いいたします。

※ふるさと納税は、自己負担2千円で応援したい地域の希望する使い道に寄附ができます。
※ふるさと納税で寄附を行った際、収入により控除を受けられる金額には上限があります。
※確定申告時に「寄附金受領証明書」を提出することにより、税金控除の対象になります。

対象者

豊浦町民 以外（豊浦町以外に住民登録をされている方）

返礼品

学校からの感謝状

申請方法

● 豊浦町に直接ご寄附いただく場合

ご寄附いただいた金額の**6割**が学校に補助されます。（3割は豊浦町の「教育・文化及びスポーツの振興に関する事業」、1割は経費）

- ①「豊浦町ふるさと応援寄附金申込書」に必要事項をご記入ください。申込書は、以下の場所です。（お電話でお取り寄せもできます）
- ・豊浦町「ふるさと納税特設HP」からダウンロード
 - ・学校法人北海道シュタイナー学園HPからダウンロード
 - ・豊浦町役場窓口
 - ・学校法人北海道シュタイナー学園事務室

【ご提出先】

学校法人北海道シュタイナー学園事務局
〒049-5411 北海道虻田郡豊浦町字東雲町 83-2
Tel/Fax: 0142-83-2630 Mail: info@hokkaido-steiner.org
郵送、FAX、メールいずれも可。（メール添付の場合は、"PDF形式"にてお送りください。）

- ②申込書を確認後、本校事務より「払込用紙」をご郵送いたします。
- ③添付の払込用紙にて、郵便局にてご入金ください。（年内締切：金融機関収納印が12/31まで）
※申込書の提出と多少前後しても構いません。
- ④ご入金の確認後、豊浦町から「寄附金受領証明書」が送られてきます。
これは確定申告の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

● 「ふるさとチョイス」を經由してご寄附いただく場合

ご寄附いただいた金額の**5割**が学校に補助されます。
（3割は豊浦町の「教育・文化及びスポーツの振興に関する事業」、2割は経費）



北海道シュタイナー学園への寄附は、
←「ふるさとチョイス」のみ可能です。
他のふるさと納税ポータルサイトからは
寄附できませんのでご注意ください。

- ①「ふるさとチョイス」のHPから「北海道豊浦町」「北海道シュタイナー学園」を検索
- ②ご寄附いただく金額に該当するメニューを選択し、ご決済ください。（年内締切：12/31までに決済完了）
※クレジット決済他、キャリア決済、コンビニ決済、銀行決済、郵便局決済、等幅広く選択可能です。
- ③ご入金の確認後、豊浦町から寄附金受領証明書が送られてきます。
これは確定申告の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

● どちらの場合も「ワンストップ特例制度」を利用できます。

直接納付⇒申込書の該当欄にチェック、ふるさとチョイス⇒サイト内の指示に従い申請ください。
申請締め切り：ご寄附いただいた翌年の1月10日まで

皆様から頂いたご寄付は、本校の教育活動の運営に大切にに使わせていただきます。
どうぞ皆様のご理解あるご支援をお願い申し上げます。



いずみの学校

学校法人北海道シュタイナー学園

〒049-5411 北海道虻田郡豊浦町字東雲町83-2 Tel/Fax: 0142-83-2630

Mail: info@hokkaido-steiner.org HP: www.hokkaido-steiner.org



HP



Facebook



Instagram